

【お客様氏名】 様

この書面は、貸金業法第16条の2第2項の規定に基づき、お客様が当社キャネットをご利用の本契約前に十分に借入と返済条件をご理解した上で、ご判断いただけるように契約の内容を説明しています。

借入極度額	10,000～500,000 円						
返済方式	残高スライドリボルビング方式						
毎月の返済金額	<p>各回の元利定額返済金額は、借入金額により下記の通りお支払いをいただきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>借入金額 10 万円の場合 3000 円以上</td> <td>借入金額 20 万円の場合 6000 円以上</td> </tr> <tr> <td>借入金額 30 万円の場合 9000 円以上</td> <td>借入金額 40 万円の場合 12000 円以上</td> </tr> <tr> <td>借入金額 50 万円の場合 15000 円以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>借入金額 50 万円を超える場合は 10 万円毎に 3000 円を加算した金額になります。</p> <p>なお、追加借入をした場合は、その従前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。</p>	借入金額 10 万円の場合 3000 円以上	借入金額 20 万円の場合 6000 円以上	借入金額 30 万円の場合 9000 円以上	借入金額 40 万円の場合 12000 円以上	借入金額 50 万円の場合 15000 円以上	
借入金額 10 万円の場合 3000 円以上	借入金額 20 万円の場合 6000 円以上						
借入金額 30 万円の場合 9000 円以上	借入金額 40 万円の場合 12000 円以上						
借入金額 50 万円の場合 15000 円以上							
借入利率	年率 12.0%～20.0% 実質年率 12.0%～20.0%						
賠償額の予定	年率 15.0%～20.0% 実質年率 15.0%～20.0% 期限の利益の喪失後完済に至るまで。						
各回の返済期日（約定支払日）	毎月 日 ただし、約定支払日が弊社休業日の場合は翌営業日とします。 （1.5.10.15.20.25日から支払日を設定）						
利息の計算方法	$\text{借入残元金} \times \text{借入利率} \div 365 \text{ 日 (閏年は 366 日)}$ $\times \text{前回入金日 (または貸付日) からの日数} = \text{利息の金額}$ <p>前回入金日からの日数は前回取引が借入の場合は、貸付日の翌日からのご利用日数。前回取引が返済の場合は、返済日の翌日からのご利用日数。</p>						
返済方法、返済場所	弊社営業所への ①持参 ②郵送 ③銀行振込						
元本、利息以外の金銭の負担	<p>印紙代 円</p> <p>契約金額 10 万円以下の時、 印紙 200 円</p> <p>10 万円を超えて 50 万円以下の時、 印紙 400 円</p> <p>50 万円を超えて 100 万円以下の時、 印紙 1000 円</p> <p>100 万円を超えて 500 万円以下の時、 印紙 2000 円</p>						
期限の利益の喪失	<p>下記事由に該当した場合、弁済期限の利益を喪失し残債務に上記賠償額を付して一括弁済していただくこととなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、約定支払日までに支払金額の支払いを怠ったとき、 2、借入申込書、他提出書類に虚偽があったとき 3、住所・勤務先などの変更届出をせず、所在が不明になり連絡不能となっ 						

	<p>たとき</p> <p>4、破産・民事再生手続、保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立があったとき</p> <p>5、借主等が、暴力団員等若しくは下記「反社会的勢力の排除」に記載された第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>6、前項の規定の適用により、借主等に損害が生じた場合にも、貸主になんらの請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主等がその責任を負います。</p>															
反社会的勢力の排除	<p>1. 借主等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2. 借主等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。</p>															
個人情報の提供、登録、利用	別紙「個人情報取扱について」のとおり。なお、お申込や契約締結の際には、それぞれの個人情報取扱同意書に対する同意が必要です。															
返済金額合計、返済期間及び、返済回数。おおよその返済総合計金額	<p>借入利率を 18.00%として計算しています。</p> <table border="1" data-bbox="453 1899 1369 2047"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>返済期間</th> <th>返済回数</th> <th>毎月返済金額</th> <th>返済金額合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000 円</td> <td>4 年</td> <td>47 回</td> <td>3,000 円</td> <td>139,591 円</td> </tr> <tr> <td>200,000 円</td> <td>4 年</td> <td>47 回</td> <td>6,000 円</td> <td>279,228 円</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	返済期間	返済回数	毎月返済金額	返済金額合計	100,000 円	4 年	47 回	3,000 円	139,591 円	200,000 円	4 年	47 回	6,000 円	279,228 円
借入金額	返済期間	返済回数	毎月返済金額	返済金額合計												
100,000 円	4 年	47 回	3,000 円	139,591 円												
200,000 円	4 年	47 回	6,000 円	279,228 円												

	300,000 円	4 年	47 回	9,000 円	418,854 円
	400,000 円	4 年	47 回	12,000 円	558,481 円
	500,000 円	4 年	47 回	15,000 円	698,111 円
	<p>極度額を一回貸付し、返済のみを毎月繰り返すと仮定した場合には、上記のとおり所定の返済期間・返済金額合計額は定まりますが、追加貸付・約定日以外の随時返済・最低返済額以外の支払いなどが生じた場合は、常に変動します。</p>				
指定紛争解決機関	<p>○ 名称；日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター</p> <p>○ 所在地；〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 19-15</p> <p>○ 電話番号；03-5739-3861</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センターは、貸金業務に関する相談、苦情をお受けする窓口として金融庁の指定を受けた機関です。</p> <p>詳しくは、日本貸金業協会ホームページ http://www.j-fsa.or.jp をご覧下さい。</p>				